

## 要録について

## 1 京都市版標準様式について

- (1) 名称  
京都市子どもはぐくみ要録
- (2) 策定時期  
令和2年1月
- (3) 様式  
別紙1のとおり
- (4) 仕様  
A4
- (5) 構成
  - ・ 1 ページ目 学籍等に関する記録（基本的な在籍情報）
  - ・ 2 ページ目 年長児の指導等に関する記録
  - ・ 3 ページ目 年少児～年中児の指導等に関する記録
  - ・ 4 ページ目 0歳児～2歳児の指導等に関する記録

※ 幼稚園及び幼保連携型認定こども園においては、学籍等に関する記録（卒園等後20年間）と指導等に関する記録（卒園等後5年間）の保存期間が異なります。このため、管理・保存は複数枚に分け、写しの送付の際は両面印刷により1枚に収めることが可能としています。
- (6) 特徴
  - ・ 小学校の教職員の活用・管理を考慮し、国では3種類ある要録の様式について、記載項目及びサイズ（A4）を統一化しました。
  - ・ 小学校就学前施設（以下「園」と言います。）と小学校の教職員、保育士（以下「先生」と言います。）の負担軽減の観点を踏まえ、要録の構成について、国の様式とは逆に、小学校への引き継ぎに特に必要な「年長児の指導等に関する記録」を先に配置、必要に応じて作成・送付する年中児以前の記録を後に配置し、作成・送付の優先順位に合わせた並びに構成しました。これにより、小学校への送付が両面1枚でも可能となっています。
  - ・ 作成及び閲覧がしやすいよう、様式を工夫し、記入欄をより広く確保しました。
  - ・ 手書き又はパソコン入力のいずれにも対応できるよう、要録様式のデータを京都市情報館に掲載し、配布します。
- (7) 導入・活用の考え方
  - ・ 各園が一律で導入・活用しなければならないものではなく、各園の状況に合わせて導入・活用が可能な標準的な様式とします。
  - ・ 導入する場合は、各園の実情に応じて数年かけて新様式に移行することも可能です。また、すでに国の定める様式等で作成している場合に、二重に作成する必要はありません。新年度の園児から導入するなど、各園で御検討のうえ、御対応ください。
  - ・ 導入する場合に、各園の類型に合わせた様式の変更（要録の名称、欄外下の注意書き等の変更）や欄外下の注意書きの削除等による記入欄の拡張等の変更も可能です。

(8) 記載内容等

ア 必須項目等

表及び別紙2のとおり

京都市子どもはぐみ要録(京都市版標準様式) 作成・送付ページ確認表 【表】

○:必須, -:必要に応じて

ページ	内容	幼稚園		保育園(所)		認定こども園	
		作成	写しの送付	作成	写しの送付	作成	写しの送付
1 ページ目	学籍等に関する記録	○	○	○	○	○	○
2 ページ目	年長児の指導等に関する記録	○	○	○	○	○	○
3 ページ目	年少児～年中児の指導等に関する記録	○	-	-	-	○	-
4 ページ目	0歳児～2歳児の指導等に関する記録	-	-	-	-	-	-

イ 各項目の記載内容等

以下の国の通知を御参照ください。

(ア) 幼稚園

幼稚園及び特別支援学校幼稚部における指導要録の改善について(通知)(平成30年3月30日付け29文科初第1814号文部科学省初等中等教育局長通知)

(イ) 保育園(所) ※別紙1のうち、「\*」以外の項目は必要に応じて記入してください。

保育所保育指針の適用に際しての留意事項について(平成30年3月30日付け子保発0330第2号厚生労働省子ども家庭局保育課長通知)

(ウ) 認定こども園

幼保連携型認定こども園園児指導要録の改善及び認定こども園こども要録の作成等に関する留意事項等について(通知)(平成30年3月30日付け府子本第315号・29初教第17号・子保発0330第3号内閣府子ども・子育て本部参事官(認定こども園担当)・文部科学省初等中等教育局幼児教育課長・厚生労働省子ども家庭局保育課長通知)

## 2 園から小学校への送付について

- 園において1ページ目の学籍等に関する記録(基本的な在籍情報)と2ページ目の年長児の指導等に関する記録等を作成し、写しを園児の就学先の小学校へ送付します。
- 小学校へ送付する要録の写しは、原則A4サイズとします。
- 年長児が小学校に入学する年の3月末までに送付します。
- 要録の送付は、持参又は郵送で行いますが、要録は児童の重要な個人情報であることに鑑み、いずれの場合も確実に受渡しを行います。
- なお、年少児～年中児の指導等に関する記録をはじめ、各園独自に作成している記録等についても小学校への送付は可能ですが、作成・送付の負担軽減の観点を踏まえ、必要最低限の内容とします。

### 3 「10の姿」(別紙3)を通した小学校の連携・接続

- ・ 幼児期は、先生との信頼関係の中で安心して生活を送ることを基盤に、子ども一人一人の発達に応じた援助が行われることにより、子どもたちの“やってみたい”という自発的な思いから“夢中になって遊び込む”こと、小学校で育むべき資質・能力の基礎が培われ「学びに向かう力」が育まれていきます。
- ・ 園で培われた子どもの育ちと学びは、「要録」に記録されて小学校へ引き継がれます。
- ・ 平成29年3月に告示された「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」及び「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」、更には「小学校学習指導要領」においては、園から小学校への円滑な接続を進めるための手がかりとして「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿(10の姿)」が示されました。
- ・ 小学校に入学する子どもたちは、年長児として活躍した園生活を終え、大好きな先生や友だち、慣れ親しんだ園舎から離れ、期待と不安をともに抱えて新しい世界に飛び込んできます。園と小学校双方の先生が、「要録」を活用した情報共有や「10の姿」を通した子どもの見取りにより育ちと学びの姿を共有し、ともに支援を進めていくことが、子どもたちの将来的な大きな成長に繋がります。